

国会議員秘書給与法改正案（10月10日成立）

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定する。

【本院において未了となった衆法】

祝日法改正法律案（第154回国会提出）

国民の祝日として、4月29日を昭和の日、5月4日をみどりの日とするとともに、国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日の後においてその日に最も近い国民の祝日でない日を休日とする。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣法	新規	6	6	0	0	0	0	0	0	
	衆継	3	1	0	0	0	0	0	2	
	参継	1	0	0	0	1	0	0	0	
参法	新規	5	0	0	0	5	0	0	0	
	参継	1	0	0	0	1	0	0	0	
衆法	新規	3	2	0	0	0	0	0	1	
	衆継	58	0	0	0	0	0	0	58	
	参継	1	0	0	0	1	0	0	0	
予備費等	衆継	5	0	0	0	0	0	0	5	
決算その他	継続	1	0	0	0	1				